

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月21日

(契約責任者) 中日本高速道路株式会社 金沢支社長 加藤 英樹

### 1 工事概要

- (1) 工事名 北陸自動車道 富山管内防護柵工事 (平成24年度)  
(電子入札 (郵送入札) 対象案件)
- (2) 工事場所 自) 富山県富山市境野新  
至) 富山県魚津市印田
- (3) 工事内容 本工事は、富山西IC～魚津IC間の中分防護柵をガードケーブルからガードレール(一部支給)に取替える工事である。
- (4) 工事概算数量 防護柵改良工 約6,900m (うち支給資材約4,100m)  
眩光防止施設撤去設置工 約1,700基  
試掘工 約1,600箇所
- (5) 工期 契約締結の翌日から360日間
- (6) 本工事は、全ての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
- (7) 本工事は、資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札 (郵送入札) 運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札 (郵送入札) 運用マニュアルに基づき契約責任者に届け出を行い、郵送による紙入札方式によることができる。
- (8) 本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式 (簡易型) の適用工事である。

### 2 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、金沢支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 「中日本高速道路株式会社契約規則」 (平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号) 第11条の規定に該当しない者であること。
- (2) 「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「防護さく工事」に登録されている者 (会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。) であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (記2 (2) の再認定を受けた者を除く。) でないこと。
- (4) 平成14年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡し完了した工事 (旧日本道路公団 (以下「旧JH」という。) が発注し、平成14年度以降に完成・引渡し完了した工事を含む。) である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第3条第3項に規定する評定表の評定点合計 (以下「評定点合計」という。) が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年11月27日法律第127号) 第2条第1項の政令で定める法人 (以下、「他の機関」という。) が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。)

【同種工事】(下記のa)及びb)を必要とする。)

- a) 設計延長が5,500m以上ある車両用防護柵(鋼製)の新設又は取替えを実施した工事
- b) 断面交通量1万台/日以上(自動車専用道路)において本線の車線規制を実施した工事

※ただし、次の交通規制の実績は除く。

①料金所(トルハリア含む)やインターチェンジ等ランプで実施した交通規制の実績。

②自社の請負工事では交通規制を行わず、他社が行った交通規制内で実施した工事(集中工事等)の実績。

(5) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、経験が、中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事(旧JHが発注し、平成14年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。)である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働(準備工を含む。)している期間とする。

- ①主任(監理)技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- ②監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③主任(監理)技術者は一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有していること。
- ④現場代理人又は主任(監理)技術者のうち1名以上が、平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)

【同種工事】(下記のa)及びb)を必要とする。)

- a) 設計延長が2,700m以上ある車両用防護柵(鋼製)の新設又は取替えを実施した工事
- b) 断面交通量5千台/日以上(自動車専用道路)において本線の車線規制を実施した工事

※ただし、次の交通規制の実績は除く。

①料金所(トルハリア含む)やインターチェンジ等ランプで実施した交通規制の実績。

②自社の請負工事では交通規制を行わず、他社が行った交通規制内で実施した工事(集中工事等)の実績。

- (6) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域1」において、資格登録停止を受けていないこと。
- (7) 当該工種について、中日本高速道路株式会社での平成21年度・平成22年度における各年度の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。ただし、各年度の実績が無い場合は65点とする。
- (8) 金沢支社管内(富山県、石川県、福井県、滋賀県、岐阜県)における建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績及び配置予定技術者の経験などから付与する技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、技術資料作成要領による。

#### (2) 評価項目及び評価指標

##### ア) 企業の評価について

評価項目	評価指標
1) 工事成績 東日本・中日本・西日本高速道路株式会社(以下「NEXCO」という。)が発注した防護さく工事で、平成 22 年度以降にしゅん功した工事の工事成績評定点 (提示する工事成績評定は 1 件)	防護さく工事※の工事成績評定点 (※主たる工事内容が車両用防護柵(鋼製)の新設又は取替えであること。)  提示された 90 点以上の工事成績に満点、70 点未満の工事成績に 0 点を配点する。その間の工事成績については、それぞれの数値に応じた点数を付与する。また、工事の実績が無い場合は、0 点とする。
2) 表彰 NEXCO が発注した工事で、平成 21 年度以降にしゅん功した工事の優良工事表彰実績	工事の表彰実績  優：会長・社長・支社長表彰 良：上記以外の表彰 可：実績なし
3) 企業体制 品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001、ISO14001 の認証状況について評価  優：ISO9001、ISO14001 の両方を認証取得済 良：ISO9001、ISO14001 のいずれかを認証取得済 可：未取得
4) 地域精通度 当該施工県における本店の有無	富山県内での本店の有無  有：富山県内に本店の所在有り 無：富山県内に本店の所在無し

- ・評価項目に関する証拠書類の写しを技術資料に併せて提出すること。
- ・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。(異工種の特定建設共同企業体としての施工実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。)

イ) 配置予定技術者の評価について

評価項目	評価指標
5) 技術者の工事成績 NEXCO が発注した防護さく工事で、現場代理人又は主任（監理）技術者として携わった平成 22 年度以降にしゅん功した工事の工事成績評定点（提示する工事成績評定は 1 件）	防護さく工事*の工事成績評定点 （※主たる工事内容が車両用防護柵（鋼製）の新設又は取替えであること。）  提示された 90 点以上の工事成績に満点、70 点未満の工事成績に 0 点を配点する。その間の工事成績については、それぞれの数値に応じた点数を付与する。また、工事の実績が無い場合は、0 点とする。
6) 技術者の施工実績件数 NEXCO 又は旧 JH が発注した防護さく工事で、平成 14 年度以降に現場代理人又は主任（監理）技術者として携わった工事の施工実績件数	防護さく工事*の施工実績件数 （※主たる工事内容が車両用防護柵（鋼製）の新設又は取替えであること。）  優：2 件以上 良：1 件 可：実績無し
7) 技術者の施工実績 平成 14 年度以降での光通信ケーブル等損傷事故防止監理者として携わった工事の施工実績の有無	光通信ケーブル等損傷事故防止監理者として携わった工事の施工実績  有：実績有り 無：実績無し

- ・配置予定技術者が複数あり、現場に配置される技術者が特定できない場合は、最低評価となるもので評価する。
- ・評価項目に関する証拠書類の写しを技術資料に併せて提出すること。
- ・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上ののものに限る。（異工種の特定建設共同企業体としての施工実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

(3) 技術評価点の付与方法

ア) 企業の評価について【判定方式】

評価項目	判定	項目別配点	総合評価点 算出用 ( $\alpha=0.1$ )
1) 工事成績	90 点以上	20	2
	85 点以上 90 点未満	16	1.6
	80 点以上 85 点未満	12	1.2
	75 点以上 80 点未満	8	0.8
	70 点以上 75 点未満	4	0.4
	70 点未満	0	0
2) 表彰	優	10	1
	良	5	0.5
	可	0	0
3) 企業体制	優	10	1
	良	5	0.5
	可	0	0
4) 地域精通度	有	10	1
	無	0	0

イ) 配置予定技術者の評価について【判定方式】

評価項目	判定	項目別配点	総合評価点 算出用 ( $\alpha=0.1$ )
5) 技術者の工事成績	90 点以上	20	2
	85 点以上 90 点未満	16	1.6
	80 点以上 85 点未満	12	1.2
	75 点以上 80 点未満	8	0.8
	70 点以上 75 点未満	4	0.4
	70 点未満	0	0
6) 技術者の施工実績件数	優	20	2
	良	10	1
	可	0	0
7) 技術者の施工実績	有	10	1
	無	0	0

(4) 落札者の決定方法

技術資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数  $\alpha$  を乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に 0.5 を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

- ① 総合評価点：(技術評価点  $\times \alpha$ ) + (価格評価点  $\times 0.5$ )

$\alpha$  の値は「0.1」とする。

- ② 技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点 (満点 100 点)

- ③ 価格評価点：0 (0  $\leq P < 0.5L$ )

$$\frac{(P/L \times 100) - 50}{(X/L - 0.5)} \quad (0.5L \leq P < S)$$

$$100 - 200 \times (P/L - X/L) \quad (S \leq P \leq 1.0L)$$

ここに、P：入札書に記載の価格 (入札価格)

L：契約制限価格

X：調査基準価格以上の最低入札価格

S：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、X/L を S/L とする。

- (5) 記 (4) において、総合評価点の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 配置技術者に関する事項

技術資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を最大 5 点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒920 - 0365 石川県金沢市神野町東170

中日本高速道路株式会社 金沢支社 総務企画部 経理チーム

電話 076-240-4935

(2) 技術資料作成要領等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、技術資料作成要領、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、金抜設計書 (以下「設計図書等」という。) を交付する。

- ①交付期間：入札公告日から平成24年6月6日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。
- ②交付場所：記4（1）に同じ。
- ③交付方法：設計図書等はCD-Rにより無料で交付する。
- (3) 申請書等の提出期間、場所及び方法等
  - 入札参加希望者は、技術資料及び競争参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成するものとする。
  - ①提出期間：入札公告日から平成24年6月6日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。
  - ②提出場所：記4（1）に同じ。
  - ③提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、電子ファイルの容量が合計2MBを超える場合又は契約責任者に届出を行った場合は、記4（3）①の期間に、記4（1）に郵送すること（書留郵便に限る。）
- (4) 開札（入札執行）の日時及び場所
  - ①入札書の提出期間
    - ア) 電子入札による入札  
平成24年7月5日（木）午前10時～平成24年7月9日（月）午後4時
    - イ) 郵送による入札（紙入札参加の届出を行った場合）の受付期間（書留郵便に限る）  
平成24年7月5日（木）午前10時～平成24年7月9日（月）午後4時  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
  - ②開札日時：平成24年7月10日（火）午前11時00分
  - ③開札場所：記4(1)の中日本高速道路株式会社 金沢支社

## 5 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ①入札保証金 免除。
  - ②契約保証金 納付。
    - ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 入札の無効
  - 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
  - また、入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積もりを行っていないと認められたときは、その者の行った入札書を無効とする場合がある。
  - なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。
- (4) 落札決定の取り消し等
  - 申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。
  - また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止の措置を講じることがある。
- (5) 配置予定監理技術者の確認
  - 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記2（5）に掲げる基準を満たす

し、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

- (6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
- (7) 専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（技術資料作成要領参照。）。
- (8) 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
- (9) 提出された申請書等は、原則として返却しない。
- (10) 手続における交渉の有無 無
- (11) 契約書作成の要否 要
- (12) 不落後特命契約の有無 無
- (13) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無 無
- (14) 関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記4（1）に同じ。
- (15) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
記2（2）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記4（3）により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (16) 詳細は、技術資料作成要領による。
- (17) 本件は、電子契約によることができる。

以 上